

ひとり親家庭等医療費助成事業についてお知らせです。

令和 7 年 10 月 1 日から

父母の通院時の医療費も 助成対象となります！

ひとり親家庭等医療費助成事業とは

- ・ひとり親家庭等の方が病院にかかった時に、保険医療費の自己負担分の一部について助成を受けることができる制度です。

今回の 改正点

現 行：児童の通院・入院時、父母の入院時のみの医療費に対して助成



拡充後：父母の通院時の医療費に対しても助成

※通院時、1ヶ月1医療機関につき1,000円を限度として一部自己負担があります。

※入院時の医療費について一部自己負担は生じませんが食事療養費は対象外です。

対象となる方は

対象となる方は次のとおりです。

- ①児童を扶養しているひとり親家庭の父母
- ②ひとり親家庭の父母に扶養されている児童
- ③父母のない児童

(児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までのものとなります。)

「ひとり親家庭の父母」とは、次のような方です。

- ・配偶者と死別した男子(女子)であって、現に婚姻をしていないもの
- ・離婚した男子(女子)であって現に婚姻をしていないもの
- ・配偶者の生死が明らかでない男子(女子)
- ・配偶者から遺棄されている男子(女子)
- ・配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子(女子)
- ・配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている男子(女子)
- ・配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子(女子)
- ・婚姻によらないで父(母)になった男子(女子)であって、現に婚姻をしていないもの

所得制限

- ・児童扶養手当を受給できる所得水準にある世帯が対象となります。
(一定以上の所得がある方は対象外となります。)

医療費の助成を受けるためには、市町村への申請が必要です。
申請の方法は各市町村によって異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。